

我孫子市景観条例（案）

我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 景観形成に関する基本的事項（第3条・第4条）

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画（第5条・第6条）

第2節 景観計画区域内の景観形成（第7条—第13条）

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（第14条—第19条）

第3章 市民等による景観形成の推進

第1節 景観づくり市民団体（第20条—第22条）

第2節 表彰（第23条）

第4章 我孫子市景観アドバイザー（第24条）

第5章 我孫子市景観審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項その他必要な事項を定めることにより、市民及び事業者と市が協働して手賀沼をはじめとする水辺や自然、歴史や文化などの地域資源を活かしたより魅力と個性のある景観の形成の推進を図り、もってゆとりと潤いのある景観を次世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 景観形成 良好な景観を保全し、育成し、活用し、及び創出すること又は現に存在する景観を改善することをいう。

(2) 広告物 屋外広告物（自動車を利用する広告物を除く。）及びこれを掲出する物件並びに建築物の窓等の内面に掲出し、屋外に向けて表示する広告物をいう。

(3) 太陽光発電設備 太陽光をエネルギー源として電気に変換する設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物でないものであって、土地に自立して設置するものに限る。）及びその附属設備をいう。

第2節 景観形成に関する基本的事項

（市の責務）

第3条 市は、景観形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行う場合には、景観形成に関し、先導的な役割を担うよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者の景観形成に関する意識を啓発するとともに、景観形成の取組の支援に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自らが景観形成の主体であることを認識し、相互に協力して景観形成に努めるとともに、市が実施する景観形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 景観形成の推進

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

第5条 市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を策定しなければならない。

2 市長は、景観計画を策定し、又は変更(規則で定める軽微な変更を除く。)しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会に諮問しなければならない。

(景観重点地区)

第6条 市長は、景観計画区域内において、地域の特性を活かした景観の形成を重点的に推進する必要があると認める地区を、景観重点地区として定めることができる。

第2節 景観計画区域内の景観形成

(届出を要する行為の事前協議)

第7条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者のうち、規則で定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長と協議しなければならない。

(条例で定める届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 木竹の伐採

(2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

(届出を要しない行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、同条第1項各号に規定する届出を要する行為のうち、別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域において行う同欄に掲げる規模に該当する行為以外のものとする。

(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、前条に規定する届出を要しない行為を除いたものとする。

(広告物の届出)

第11条 景観計画区域内において、広告物の表示若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更であつて、景観形成に影響を及ぼすものとして規則で定める行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその内容を届け出なければならない。

(助言、指導、勧告等)

第12条 市長は、第7条の規定による協議又は前条の規定による届出において、当該協議又は届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該協議又は届出をした者に対し、景観形成を図るために必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

2 市長は、第7条の規定による協議若しくは前条の規定による届出をしなかつた者又は前項の規定による助言若しくは指導に従わない者に対し、協議若しくは届出をし、又は助言若しくは指導に従うよう勧告することができる。

3 市長は、前項若しくは法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、緊急を要する場合を除き、我孫子市景観審議会の意見を聴かななければならない。

4 第1項に規定による助言又は指導は、規則で定める期間内に行うものとする。ただし、前項の規定により我孫子市景観審議会の意見を聴く場合そ

の他市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(太陽光発電設備の自粛を要請する区域)

第13条 市長は、規則で定める区域内において太陽光発電設備の設置が計画された場合であつて、景観形成に影響を及ぼすと認めるとき、又は災害を防止するため必要があると認めるときは、当該太陽光発電設備を設置しようとする者に対して設置を自粛するよう要請するものとする。

2 当該太陽光発電設備を設置しようとする者は、前項の規定による要請を受けたときは、当該太陽光発電設備の設置を行わないよう検討し、その結果を規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするとき、又は法第27条第2項の規定により当該指定を解除しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第15条 法第25条第2項の景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失、毀損等を防ぐため、敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第16条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするとき、又は法第35条第2項の規定により当該指定を解除しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会の意見を聴かなければならな

い。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第17条 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、定期的な点検、病虫害の駆除その他必要な措置を行うこと。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告の手続)

第18条 市長は、法第26条又は第34条の規定により景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、我孫子市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物等の保全のための支援)

第19条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、その保全のために必要な支援を行うものとする。

第3章 市民等による景観形成の推進

第1節 景観づくり市民団体

(景観づくり市民団体の認定等)

第20条 市長は、市内の景観形成又は市民及び事業者に対する景観形成に関する知識の普及、意識の啓発等を目的とする市民団体であって規則で定める要件に該当するものを、景観づくり市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観づくり市民団体が第1項に規定する要件に該当しなくなったと認めるとき、又は景観づくり市民団体として適当でないと認めるとき

は、当該景観づくり市民団体の認定を取り消すことができる。

（景観づくり市民団体への支援）

第21条 市長は、景観づくり市民団体に対し、景観形成に関する活動への協力その他の必要な支援を行うことができる。

（景観づくり提案）

第22条 景観づくり市民団体は、景観形成を推進するための提案又は意見を市長に提出することができる。

2 市長は、景観形成を推進するための施策を策定し、又は実施するに当たっては、前項の規定により提出された提案及び意見に配慮するものとする。

第2節 表彰

第23条 市長は、市内において、景観形成に寄与していると認める建築物、工作物、広告物その他の物件の所有者、管理者、設計者、施工者等又は樹木、水辺等の所有者、管理者等を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、市内において景観形成に著しく寄与したと認める活動を行った個人又は団体を表彰することができる。

第4章 我孫子市景観アドバイザー

第24条 市長は、景観形成の推進を図るために必要な情報を収集し、又は専門的助言を聴くため、我孫子市景観アドバイザー（以下この条において「景観アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 景観アドバイザーは、景観形成に関して専門的知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 景観アドバイザーの任期は、4年とし、再任されることができる。

4 前3項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 我孫子市景観審議会

第25条 景観形成に関する重要事項について調査審議するため、我孫子市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 各種団体の代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(公表)

第26条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項若しくは第11条の規定による届出において虚偽の届出をした者又は法第16条第3項若しくは第12条第2項の規定による勧告に従わない者について、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該届出又は勧告の対象となった行為その他の事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 9 条関係）

行為	区域及び規模				
	商工業景 観ゾーン 住宅景観 ゾーン	自然・田園 景観ゾー ン	手賀沼景観重点地区		
			手賀沼沿 い自然・田 園エリア 手賀沼沿 い交流エ リア	公園坂通 りエリア	手賀沼沿 い市街地 エリア
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地盤面からの高さが10メートルを超えるもの又は延べ面積が500平方メートルを超えるもの	地盤面からの高さが10メートル以下のもの（戸建て住宅に係るものを除く。）			
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	地盤面からの高さが2メートルを超え、かつ、長さが30メートルを超えるもの			
変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	地盤面からの高さが15メートルを超えるもの			
	太陽光発	発電出力が30キロワ	発電出力が10キロワット以上の		

電設備

ット以上のもの。ただし、次に掲げる区域内
にあっては、発電出力
が10キロワット以上
のもの

- (1) 特色ある自然又は歴史景観を有するものとして景観計画に定める区域
- (2) 我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第3条第2項に規定する指定斜面林
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害

		特別警戒区域内 の斜面地			
	上記以外 の工作物	地盤面からの高さが10メートルを超えるもの			
開発行為	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を要する開発行為で、高さが2メートルを超える ^{のり} 法面又は擁壁が生じるもの				
木竹の伐採			伐採面積 が500平方 メートル を超える もの		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			堆積の高さが3メートルを超えるもの又は堆積面積が500平方メートルを超えるもの		